

江東区が**奨学金返還**を支援！



トキョーの
ちよつと東。
すごく今。

令和8年4月以降に就職する方へ

最大**50万円**を補助

上限**10万円**／年 最長**5年間**

対象 **40歳以下**で在住・在勤（正社員）

対象業種



詳細は裏面をご確認ください

お問い合わせ先 江東区 地域振興部 経済課雇用支援担当 Tel 03-3647-8581



江東区人材確保及び定着に向けた奨学金返還支援事業補助金概要

就職日以降3か月以内に事前申請をし、その翌年度から交付申請を行ってください。

前年度に返済した奨学金の合計額の1/2、年間上限額10万円を最大5年間(60か月分)を補助いたします。

申請	就業日以降3か月以内に申請(補助開始は翌年度から)
----	---------------------------

※令和8年度に限り、令和8年4月1日～令和8年12月31日入社の方(就業日から3か月経過後に江東区に住民登録した方を除く)は令和9年3月31日まで事前申請可能とします。

補助対象者	事前申請時に次の①～⑥を全て満たす方
-------	--------------------

- ① 事前申請日が**就業日から3か月以内**であること。
- ② 事前申請日の属する年度の3月31日時点において、**年齢が40歳以下**であること。
- ③ **江東区の住民基本台帳に登録**されていること。
- ④ **江東区内の対象企業**(事業所)に**正社員として就業**していること。※1
- ⑤ 対象となる奨学金の貸与を受け、返還予定又は返還中であること。※2
- ⑥ 同種の補助金を受けていないこと。

※1 対象企業は次の①～④を全て満たす企業(事業所)

- ① 中小企業基本法に定める中小企業であること(個人事業主を除く)。
- ② 事業の内容が、製造業、運輸業、建設業、情報通信業(情報サービス業及びインターネット附随サービス業に限る)のいずれかに該当すること。
- ③ 江東区内に所在すること。
- ④ 補助対象者の事前申請日以前に江東しごとサポートセンターの利用登録をすること。

※2 対象奨学金は次の①～⑥のいずれかに該当するもの

- ① 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
- ② 交通遺児育英会奨学金
- ③ あしなが育英会奨学金
- ④ 地方公共団体が貸与するもの
- ⑤ 学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、専門職大学または職業能力開発促進法に規定する大学校奨学金が貸与するもの
- ⑥ その他区長が、上記①から⑤に準ずると認めたもの

補助対象期間	次の①～④が全て重複する期間(1か月単位)
--------	-----------------------

- ① 年齢が40歳未満である期間
- ② 江東区に居住している(住民票の登録がある)期間
- ③ 対象事業所で就業している期間
- ④ 奨学金を返還している期間